

兵庫県公報

平成20年 3月31日 月曜日 第16号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	2

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第43号）

平成20年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌並びに職制について所要の整備を行うこととした。

1 本庁の部、局、課及び室の組織改正

(1) 企画県民部

- ア 県民政策部及び企画管理部を企画県民部に再編する。
- イ 企画県民部に知事室、政策室、県民文化局、企画財政局、管理局、教育・情報局、防災企画局及び災害対策局を設置する。
- ウ 知事室に秘書課、広報課及び広聴室を設置する。
- エ 政策室に統計課を設置する。
- オ 県民文化局に県民生活課、消費生活室、地域協働課、男女青少年課、芸術文化課、地域安全課及び交通安全室を設置する。
- カ 企画財政局に総務課、財政課、税務課、市町振興課及び新行政課を設置する。
- キ 管理局に人事課、職員課、管財課及び文書課を設置する。
- ク 教育・情報局に情報政策課、教育課及び大学課を設置する。
- ケ 防災企画局に防災企画課、防災計画室、復興支援課及び産業保安課を設置する。
- コ 災害対策局に災害対策課及び消防課を設置する。

(2) 健康福祉部

- ア 環境政策局及び環境管理局を農林水産部に移管し、健康生活部を健康福祉部に再編する。
- イ 生活企画局及び少子局を企画少子局に再編する。
- ウ 企画少子局に総務課、健康福祉政策課、少子対策課、児童課、人権推進課、医療保険課及び情報事務センターを設置する。

(3) 産業労働部

- ア 産業政策局及び産業振興局を産業政策局に再編する。
- イ 産業政策局に産業政策課、経営振興課、工業振興課、新産業立地課を設置する。
- ウ 国際局及び観光局を観光・国際局に再編する。
- エ 国際政策課、国際交流課及び国際経済課を国際交流課及び国際経済課に再編する。
- オ 観光政策課及び観光振興課を観光交流課及び観光振興室に再編する。

(4) 農政環境部

- ア 健康生活部から環境政策局及び環境管理局を移管し、環境創造局及び環境管理局に再編し、農林水産部を農政環境部に再編する。
- イ 団体検査課を団体検査室に再編する。
- ウ 普及教育課を農業改良課に再編する。
- エ 環境創造局及び環境管理局を設置する。
- オ 環境創造局に環境政策課、自然環境課及び豊かな森づくり課を設置する。
- カ 環境管理局に環境整備課、環境影響評価室、大気課及び水質課を設置する。

(5) 県土整備部

- ア 交通政策課及び空港政策課を交通政策課に再編する。

- イ 21世紀の森課及び公園緑地課を公園緑地課に再編する。
- ウ 道路建設課を地域道路室に再編する。
- エ 河川計画課を河川計画室に再編する。
- オ 都市計画課及びまちづくり課を都市計画課に再編する。
- カ 住宅計画課、公営住宅課及び住宅管理課を住宅政策課及び公営住宅課に再編する。
- キ 復興推進課及び復興支援課を企画県民部へ移管する。

2 地方機関の組織改正

- (1) 県立生活科学総合センターを設置する。
- (2) 東播磨生活創造センターを設置する。
- (3) 神戸生活創造センターにハーバーランド庁舎経営部を設置する。
- (4) 県立厚生専門学院を廃止する。
- (5) 県立のじぎく療育センターを廃止する。
- (6) 阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、丹波県民局及び淡路県民局の企画調整部市町振興課を廃止する。
- (7) 東京事務所の市ヶ谷寮を廃止する。
- (8) 職員会館に加古川職員福利センターを設置する。

3 附属機関

後期高齢者医療審査会を設置する。

4 職制の改正

- (1) 本庁の組織の長として企画県民部に政策室長の職を置く。
- (2) 本庁の組織の長として室長の職を置く。
- (3) 本庁及び県民局に危機管理員の職を置く。
- (4) 医務課に監察医務官の職を置く。
- (5) 水産課に船長の職を置く。
- (6) 県民局に東播磨生活創造センター所長を置く。
- (7) 県立のじぎく療育センターの廃止に伴い、同センターに置く職を廃止する。
- (8) 農林水産技術総合センターの水産技術センターに船長、機関長及び通信長を置く。
- (9) 洲本土木事務所災害復興事業室の設置期限を平成22年3月31日までとする。
- (10) 臨時的職として、防災企画局に震災復興等に係る施策の総合調整等に関する事務を行う参事の職を置く。
- (11) 県政推進における政策企画、県民生活施策の推進等に関する事務を行う職を平成21年3月31日までの間、本庁に置く。
- (12) その他職制について規定の整備を行う。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第43号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中	「第1節 県民政策部（第5条の2 - 第5条の20） 第2節 企画管理部（第6条 - 第20条の6） 第3節 健康生活部（第21条 - 第37条） 第4節 産業労働部（第38条 - 第46条の4） 第5節 農林水産部（第47条 - 第56条の3） 第6節 県土整備部（第57条 - 第65条の9） 第7節 出納局（第66条 - 第69条の2） 第8節 雑則（第70条）	を	「第1節 企画県民部（第5条の2 - 第20条の） 第2節 健康福祉部（第21条 - 第37条） 第3節 産業労働部（第38条 - 第46条の3） 第4節 農政環境部（第47条 - 第56条の10） 第5節 県土整備部（第57条 - 第65条の6） 第6節 出納局（第66条 - 第69条の2） 第7節 雑則（第70条）
-----	---	---	--

4)

に、「県立生活科学研究所」を「県立生活科学総合センター」に、
 「第17節 県立厚生専門学院（第17節の2 食肉衛生検査センター
 第17節の3 動物愛護センター

」
 136条・136条の2）
 ター（第136条の3 - 第136条の6）を「第17節 食肉衛生検査センター（第136条 - 第136条の4）
 （第136条の7 - 第136条の11）」に改
 第17節の2 動物愛護センター（第136条の5 - 第136条の9）」
 め、「第19節の3 県立のじぎく療育センター（第140条の4 - 第140条の10）」を削る。

第2章第1節の節名を次のように改める。

第1節 企画県民部

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 企画県民部に、次の表に掲げる知事室、政策室、局、課及び室を置き、政策室、課及び室に係、
 隊及び担当を配置する。

局名等	課名等	係名等
知 事 室	秘 書 課	総務係 調整係 栄典表彰係
	広 報 課	企画調整係 報道係 地域広報係 広域広報係
	広 聴 室	県民相談係 広聴係
政 策 室	統 計 課	指導係 企画分析係 統計情報係 物価統計係 事業所統計係 人 口統計係 商工業統計係 教育農林統計係 統計資料係
県 民 文 化 局	県 民 生 活 課	県民交流広場係 生活政策係 生涯学習研究係
	消 費 生 活 室	消費生活係
	地 域 協 働 課	参画協働システム係 県民運動支援係 ボランティア活動支援係 N PO法人係 ふれあいの祭典係
	男 女 青 少 年 課	企画調整係 育成事業係 指導係 家庭施策係 男女共同参画係
	芸 術 文 化 課	企画振興係 事業係 施設運営係
	地 域 安 全 課	企画係 普及啓発係 安全推進係
	交 通 安 全 室	計画係 普及啓発係 県民運動係
企 画 財 政 局	総 務 課	総務係 経理第1係 経理第2係 企画調整係
	財 政 課	
	税 務 課	管理係 税制企画係 徴収係 課税第1係 課税第2係 システム 管理係 個人住民税特別対策係
	市 町 振 興 課	企画調整係 財政係 理財係 税政係 行政係 選挙係
	新 行 政 課	改革推進係 新行政係 組織係 調整係
管 理 局	人 事 課	考査係 人事係 公務員制度係 調査係 給与係
	職 員 課	管理係 福利厚生係 公務災害係 共済業務係 共済年金係
	管 財 課	管理係 本庁舎係 営繕係 設備係 車両係 公有財産係

	文 書 課	文書管理係 文書係 法制係 訟務係 法務支援係 歴史資料係 情報公開係 個人情報・行政手続係 行政資料係 公益・宗教法人係 制度改革推進係
教育・情報局	情 報 政 策 課	情報政策係 地域情報化係 情報管理係 行政情報化係 ネットワーク運用係 システム開発係 システム管理係
	教 育 課	私学第1係 私学第2係
	大 学 課	管理係 経営係
防災企画局	防 災 企 画 課	調整係 防災事業係
	防 災 計 画 室	防災計画係 危機管理係
	復 興 支 援 課	復興調整係 住宅再建係 生活支援係
	産 業 保 安 課	一般ガス・火薬・電気係 LP・冷凍ガス係
災害対策局	災 害 対 策 課	防災係 指導係 訓練係 防災情報係
	消 防 課	消防係 安全・指導係 危険物係 消防防災航空隊

第5条の5（見出しを含む。）中「広聴課」を「広聴室」に改める。

第2章第1節第3款の款名を次のように改める。

第3款 政策室

第5条の6を次のように改める。

（政策室の事務）

第5条の6 政策室においては次条に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 政策の企画及び立案に関すること。
- (2) 全国知事会との連絡に関すること。
- (3) 大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備の総合的推進に関すること。
- (4) 関西圏等における広域的な地域連携に関すること。
- (5) 県の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (6) 県の重要事業の総合調整及び進行管理に関すること。
- (7) 政策会議に関すること。
- (8) 長期ビジョンに関すること。
- (9) 国土形成計画に関すること。
- (10) 近畿圏の整備に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 水需給計画の策定及び調整並びに水利用の合理化に関すること。
- (12) 発電用施設周辺地域の整備に関すること。
- (13) 地域振興の企画及び総合調整に関すること。
- (14) 地域間の交流及び連携に関すること。
- (15) 地域整備計画に関すること。
- (16) 地方拠点都市地域の整備に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (17) 低開発地域の工業の開発に関すること。
- (18) 総合保養地域の整備の総合的推進に関すること。
- (19) コウノトリ野生復帰事業の総合調整に関すること。
- (20) 県有地の活用方策の調整に関すること。
- (21) 近畿地方行政連絡会議に関すること。
- (22) 財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構に関すること。
- (23) 長期ビジョン審議会に関すること。
- (24) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

第5条の7から第5条の10までを削る。

第5条の11第2号中「他課」を「他課室」に改め、同条を第5条の7とする。

第5条の12の見出し中「生活創造課」を「県民生活課」に改め、同条中「生活創造課」を「県民生活課」に改め、同条第7号中「県立神戸生活創造センター」を「県立生活創造センター」に改め、同条第8号を削り、同条第9号を同条第8号とし、同条第10号中「消費生活課」を「消費生活室」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「他課」を「他課室」に改め、同号を同条第10号とし、同条を第5条の8とする。

第5条の13の見出し中「消費生活課」を「消費生活室」に改め、同条中「消費生活課」を「消費生活室」に改め、同条第1号中「生活の科学化」を「科学的生活の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進（以下「科学的生活の推進等」という。）」に改め、同条第2号中「生活の科学化」を「科学的生活の推進等」に改め、同条第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を削り、同条第11号中「他課」を「他課室」に改め、同号を同条第8号とし、同条第12号中「他課」を「他課室」に改め、同号を同条第9号とし、同条第13号中「及び県立生活科学研究所」を削り、同条中同号を第10号とし、第14号を第11号とし、同条第15号中「生活の科学化」を「科学的生活の推進等」に改め、同号を同条第12号とし、同条を第5条の9とし、同条の次に次の1条を加える。

（地域協働課の事務）

第5条の10 地域協働課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 参画と協働の推進に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) こころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (3) こころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動に関する行政の総合調整に関すること。
- (4) 県民ボランティア活動に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (5) 県民ボランティア活動に関する行政の総合調整に関すること。
- (6) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の施行に関すること。
- (7) ふれあいの祭典に関すること。

第5条の14の見出し中「青少年課」を「男女青少年課」に改め、同条中「青少年課」を「男女青少年課」に改め、同条第6号を第13号とし、第5号を第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (10) 県立男女共同参画センターに関すること（しごと支援課の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 県立ひょうご女性交流館に関すること。

第5条の14第4号中「、県立東はりま青少年館」を削り、同号を同条第9号とし、同条第3号の次に次の5号を加える。

- (4) 男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進に関する行政の総合調整に関すること。
- (6) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 家庭に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (8) 家庭に関する行政の総合調整に関すること。

第5条の14に次の1号を加える。

- (14) 男女共同参画審議会に関すること。

第5条の14を第5条の11とし、第5条の15を第5条の12とし、第5条の16を削る。

第2章第1節第5款の款名を削る。

第5条の17及び第5条の18を削る。

第5条の19第7号中「他課」を「他課室」に改め、同条を第5条の13とし、第5条の20を削る。

第2章第2節の節名及び同節第1款の款名を削り、第6条を次のように改める。

（交通安全室の事務）

第6条 交通安全室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 交通安全対策についての企画及び調整に関すること。
- (2) 交通安全思想の普及に関すること。
- (3) 交通事故による被害者救済対策に関すること。
- (4) 交通事故相談に関すること。
- (5) 交通安全の指導に関すること。
- (6) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

(7) 交通安全対策会議に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、交通安全に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第2章第2節第2款の款名中「企画調整局」を「企画財政局」に改める。

第7条第1号から第11号までの規定中「企画管理部」を「企画県民部」に改め、同条第18号中「企画管理部」を「企画県民部」に、「県民政策部、健康生活部」を「健康福祉部」に、「農林水産部」を「農政環境部」に改め、同号を同条第19号とし、同条第17号の次に次の1号を加える。

(18) 知事の資産等の公開に関すること。

第8条第13号を削り、同条第14号を同条第13号とする。

第10条中第39号を第41号とし、第28号から第38号までを2号ずつ繰り下げ、同条第30号の前に次の1号を加える。

(29) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第10条中第27号を第28号とし、第23号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）、

第2章第2節第2款を同章第1節第5款とする。

第12条第1号、第4号及び第5号中「他課」を「他課室」に改める。

第13条第10号中「企画管理部企画調整局総務課」を「企画県民部企画財政局総務課」に改める。

第14条第2号及び第6号中「他課」を「他課室」に改め、第2章第2節第3款中同条の次に次の1条を加える。

（文書課の事務）

第14条の2 文書課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 知事印、副知事印及び県印の管守に関すること。

(2) 知事名又は副知事名で施行する文書の審査に関すること。

(3) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。

(4) 県公報の編集発行に関すること。

(5) 公文書館法（昭和62年法律第115号）の施行に関すること。

(6) 官報報告に関すること。

(7) 法令案の審査並びに法令の解釈及び整備に関すること。

(8) 法令及びその運用に関する調査研究及び資料の収集に関すること。

(9) 不服申立て、訴訟等の総括に関すること。

(10) 県法令集に関すること。

(11) 情報公開の企画及び総合調整に関すること。

(12) 個人情報の保護に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。

(13) 個人情報の保護に関する行政の総合調整に関すること。

(14) 行政手続制度に関すること。

(15) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による公益法人の設立の許可、定款及び寄附行為の変更の認可並びに一般的指導監督に関すること。

(16) 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条の規定による公益信託に係る許可及び一般的指導監督に関すること。

(17) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）の施行に関すること。

(18) 兵庫県公館に関すること（県政資料館部門（歴史資料部門に限る。）に関するものに限る。）。

(19) 情報公開審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

(20) 公益認定等委員会に関すること。

第2章第2節第3款を同章第1節第6款とする。

第15条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の8号を加える。

(4) 行政の情報化に関する企画及び総合調整に関すること。

(5) 行政の情報化に関する施策の推進に関すること。

(6) 文書管理の電子化の推進に関すること。

(7) 情報セキュリティ対策に関する企画及び調整に関すること。

(8) 電子計算組織の適用業務の企画調整及び処理に関すること。

- (9) 電子計算組織の管理及び運営に関すること。
- (10) 高度情報通信基盤の整備に関する企画及び推進に関すること。
- (11) 財団法人ひょうご情報教育機構に関すること。

第16条から第18条までを削り、第19条を第16条とし、第19条の2を第17条とする。

第2章第2節第4款を同章第1節第7款とする。

第20条の見出し中「企画課」を「防災企画課」に改め、同条中「企画課」を「防災企画課」に改め、同条第5号中「第20条の6」を「第20条の4」に改め、第2章第2節第5款中同条を第18条とする。

第20条の2（見出しを含む。）中「防災計画課」を「防災計画室」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

（復興支援課の事務）

第20条 復興支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 阪神・淡路大震災からの復興（以下「震災復興」という。）に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 震災復興に係る状況の調査に関すること。
- (3) 住宅再建共済制度に関する総合調整に関すること。
- (4) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の施行に関すること。
- (5) 震災復興に係る被災市街地のにぎわい再生に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 被災者の生活支援に関すること。
- (7) 阪神・淡路大震災に係る義援金に関すること。
- (8) 財団法人阪神・淡路大震災復興基金に関すること。
- (9) 財団法人兵庫県住宅再建共済基金に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、震災復興に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第20条の3を第20条の2とする。

第2章第2節第5款を同章第1節第8款とする。

第20条の4第1号中「企画課及び防災計画課」を「防災企画課及び防災計画室」に改め、同条第7号中「他課」を「他課室」に改め、同条を同条第11号とし、同条第6号の次に次の4号を加える。

- (7) 防災情報の収集及び伝達に関する企画及び調整に関すること。
- (8) 防災行政無線に関すること。
- (9) 災害対応総合情報ネットワークシステムの管理及び運営に関すること。
- (10) 衛星通信ネットワークの管理及び運営に関すること。

第2章第2節第6款中第20条の4を第20条の3とする。

第20条の5を削る。

第20条の6第7号中「他課」を「他課室」に改め、同条を第20条の4とする。

第2章第2節第6款を同章第1節第9款とする。

第2章第3節の節名中「健康生活部」を「健康福祉部」に改める。

第21条中「健康生活部」を「健康福祉部」に改め、同条の表生活企画局の款を次のように改める。

企画少子局	総務課	総務係 経理第1係 経理第2係 企画調整係
	健康福祉政策課	計画係 健康施設係 ユニバーサル係
	少子対策課	少子政策係 少子計画係 子育て支援係
	児童課	児童政策係 児童福祉係 児童施設係 保育・こども園係 家庭福祉係
	人権推進課	啓発係
	医療保険課	指導係 医療福祉係 医療係
	情報事務センター	企画統計係 補助金第1係 補助金第2係

第21条の表少子局の款を削り、同表健康局の款医務課の項中「監察医務係 医療政策係」を「医療政策係 公立病院改革係」に改め、同表健康増進課の項中「食の健康係」を「食と栄養係」に改め、同表生活衛生課の項中「衛生企画係」を削り、同表社会福祉局の款高齢社会課の項中「予防支援係」を「高年保健福祉係」に改め、同表障害福祉局の款障害福祉課の項中「障害施設係」を削り、同表障害者支援課の項中「企画調整係 就労支援係」を「就労支援係 障害施設係」に改め、同表環境政策局の款及び環境管理局の款を削る。

第2章第3節第3款を削る。

第2章第3節第2款の款名を次のように改める。

第2款 企画少子局

第22条第1号から第10号まで及び第12号中「健康生活部」を「健康福祉部」に改める。

第22条の2第2号中「他課」を「他課室」に改め、同条に次の4号を加える。

- (4) ユニバーサル社会に関する総合的施策の企画及び調整に関する事。
- (5) 福祉のまちづくりに関する総合的施策の企画及び調整に関する事。
- (6) ユニバーサル社会に係る普及啓発に関する事。
- (7) 県立福祉のまちづくり工学研究所に関する事。

第22条の3を次のように改める。

(少子対策課の事務)

第22条の3 少子対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 少子対策に関する総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 少子対策に係る計画に関する事。
- (3) 少子対策及び子育て支援に関する施策の企画及び推進に関する事。
- (4) 職業生活と家庭生活との両立の支援及び推進に関する事（保育施設及び相互援助事業に関するものに限る。）。
- (5) 県立こどもの館^{やかた}に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、少子政策に関する事。

第22条の6第2号中「他課」を「他課室」に改め、第2章第3節第2款中同条を第22条の7とする。

第22条の5第5号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」に、「医療等に関するものに限る」を「他課室の所掌に属するものを除く」に改め、同条第9号を同条第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (10) 後期高齢者医療審査会に関する事。

第22条の5中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 後期高齢者医療財政安定化基金に関する事。

第22条の5を第22条の6とし、第22条の4を第22条の5とし、第22条の3の次に次の1条を加える。

(児童課の事務)

第22条の4 児童課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 児童及び家庭の福祉に関する施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関する事。
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事。
- (5) 売春防止法（昭和31年法律第118号）による要保護女子の保護更生に関する事。
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関する事。
- (7) 児童文化に関する事。
- (8) 幼児教育事業に関する事。
- (9) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関する事。
- (10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の施行に関する事。
- (11) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の施行に関する事（障害福祉課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 児童相談所、県立清水が丘学園、県立明石学園及び県立女性家庭センターに関する事。

(14) 前各号に掲げるもののほか、児童及び家庭の福祉に関すること。

第23条第22号中「及び県立厚生専門学院」を削る。

第25条第10号並びに第26条第22号及び第29号中「他課」を「他課室」に改める。

第2章第3節第4款を同節第3款とする。

第27条の2第2号、第4号及び第12号中「他課」を「他課室」に改め、同条中第32号を第33号とし、第26号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の施行に関すること。

第27条の3第1号中「他課」を「他課室」に改め、同条第9号中「及び県立西播磨総合リハビリテーションセンター」を「（他課室の所掌に属するものを除く。）、県立西播磨総合リハビリテーションセンター、県立知的障害児施設及び県立知的障害者援護施設」に改め、「（他課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第27条の4第4号中「他課」を「他課室」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第14号までを2号ずつ繰り上げる。

第2章第3節第5款を同節第4款とする。

第27条の5第2号から第5号までの規定中「他課」を「他課室」に改め、同条第6号中「、結核児童」を「並びに結核児童」に改め、「及び指定居宅支援事業者の指導並びに社会援護課の所掌に属するもの以外の知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を削り、同条第7号、第10号及び第12号中「他課」を「他課室」に改め、同条第14号中「、県立総合リハビリテーションセンター（身体障害者更生施設に限る。）、県立知的障害児施設、県立知的障害者援護施設」及び「、県立のじぎく療育センター」を削る。

第28条第2号中「次号から第7号まで」を「第4号、第5号及び第7号」に改め、同条第3号中「こと」の右に「（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び施設入所支援並びに障害者の社会参加の推進に関するものに限る。）」を加え、同条第6号中「こと」の右に「（障害児施設及び障害者の社会参加の推進に関するものに限る。）」を加える。

第2章第3節第6款を同節第5款とする。

第2章第3節第7款の款名を削る。

第29条から第37条までを次のように改める。

第29条から第37条まで 削除

第2章第3節を同章第2節とする。

第38条中「及び課に置き、課」を「、課及び室を置き、課及び室」に改め、同条の表局名の款中「課名」を「課名等」に改め、同表産業政策局の款を次のように改める。

産業政策局	産業政策課	総務係 経理係 企画調整係 産業・雇用係 経済調査係
	経営振興課	経営革新係 団体係 経営診断係 商業活性化係 商業施設係 金融係 信用保証係
	工業振興課	産地振興係 皮革・産業振興係 技術支援係
	新産業立地課	新産業創造係 IT・サービス産業振興係 立地推進係
	科学振興課	科学政策係 研究プロジェクト係 産学連携係

第38条の表産業振興局の款を削り、同表しごと局の款しごと支援課の項中「就業支援係 生きがい就業係」を「高齢・障害係 男女しごと支援係」に改め、同表労政福祉課の項中「CSR事業係」を「事業係」に改め、同表能力開発課の項中「ものづくり大学校整備係」を「ものづくり人材育成係」に改め、同表国際局の款を次のように改める。

観光・国際局	国際交流課	企画係 地域国際化係 渉外係
	国際経済課	経済交流係 交流企画係 国際協力係 投資促進係

	観 光 交 流 課	企画調整係 国際観光係
	観 光 振 興 室	ツーリズム係

第38条の表観光局の款を削る。

第39条の見出し中「総務課」を「産業政策課」に改め、同条中「総務課」を「産業政策課」に改め、同条中第13号を第17号とし、第12号を第16号とし、第11号の次に次の4号を加える。

- (12) 産業・雇用に係る総合的施策の企画調整及び推進に関する事。
- (13) 産業振興計画及び雇用対策推進計画の進行管理に関する事。
- (14) 産業振興に関する調査に関する事。
- (15) 産業情報の収集及び提供に関する事。

第39条の2及び第39条の3を削る。

第2章第4節第3款の款名を削る。

第39条の4の見出し中「経営支援課」を「経営振興課」に改め、同条中「経営支援課」を「経営振興課」に改め、同条第2号中「新産業の創造に係る施策の」を「商業に係る総合的施策の企画及び」に改め、同条第3号中「産業の情報化に関する総合的施策の企画及び推進」を「商業流通の近代化の促進」に改め、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）の施行に関する事。
- (13) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の施行に関する事。

第39条の4中第15号を第27号とし、第14号を第26号とし、第13号の次に次の12号を加える。

- (14) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の施行に関する事。
- (15) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）の施行に関する事。
- (16) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の施行に関する事。
- (17) 商工物資の価格及び需給の安定に関する事。
- (18) 商工物資に係る国民生活安定緊急措置法の施行に関する事。
- (19) 商工物資に係る生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関する事。
- (20) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関する事。
- (21) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の施行に関する事。
- (22) 中小企業の金融に関する事。
- (23) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）の施行に関する事。
- (24) 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の施行に関する事。
- (25) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の施行に関する事。

第39条の4に次の1号を加える。

- (28) 小売商業紛争調停委員に関する事。

第39条の5及び第40条を削り、第39条の4を第40条とする。

第41条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 計量法（平成4年法律第51号）の施行に関する事。

第42条の見出し中「企業立地課」を「新産業立地課」に改め、同条中「企業立地課」を「新産業立地課」に改め、同条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を削り、第3号を第7号とし、第2号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 新産業の創造に係る施策の推進に関する事。
- (3) 産業の情報化に関する総合的施策の企画及び推進に関する事。
- (4) 情報産業の振興に関する事。
- (5) 生活産業の振興に関する事。

第2章第4節第2款中第42条の次に次の1条を加える。

（科学振興課の事務）

第42条の2 科学振興課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 科学技術の振興の総合調整及び推進に関する事。

- (2) 県立先端科学技術支援センターに関すること。
- (3) 財団法人ひょうご科学技術協会に関すること。
- (4) 財団法人計算科学振興財団に関すること。
- (5) 兵庫県科学技術会議に関すること。

第43条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし第11号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 職業生活と家庭生活との両立の支援及び推進に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
第43条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第10条の次に次の2条を加える。
- (11) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関すること。
- (12) 県立男女共同参画センターに関すること（就業援助事業に関するものに限る。）。

第43条の2中第13号を第15号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の前に次の1号を加える。

- (10) 港湾労働法（昭和63年法律第40号）の施行に関すること。

第43条の2中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 労働時間の短縮の促進に関すること。
第2章第4節第4款を同節第3款とする。
第2章第4節第5款の款名中「国際局」を「観光・国際局」に改める。

第45条の見出し中「国際政策課」を「国際交流課」に改め、同条中「国際政策課」を「国際交流課」に改め、第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号を第7号とし、第2号の次に次の4号を加える。

- (3) 外国公館との連絡に関すること。
- (4) 外国人との応接に関すること。
- (5) 外国語文書に関すること。
- (6) 通訳及び翻訳に関すること。

第46条を削る。

第46条の2中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 国際交流事業の推進に関すること。
- (3) 海外移住行政の総合的推進に関すること。

第46条の2を第46条とする。

第2章第4節第6款の款名を削る。

第46条の3の見出し中「観光政策課」を「観光交流課」に改め、同条中「観光政策課」を「観光交流課」に改め、同条に次の2号を加える。

- (4) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）の施行に関すること。
- (5) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）の施行に関すること。

第46条の3を第46条の2とする。

第46条の4の見出し中「観光振興課」を「観光振興室」に改め、同条中「観光振興課」を「観光振興室」に改め、第5号及び第6号を削り、同条を第46条の3とする。

第2章第4節第5款を同節第4款とする。

第2章第4節を同章第3節とする。

第2章第5節の節名中「農林水産部」を「農政環境部」に改める。

第47条中「農林水産部」を「農政環境部」に、「及び課を置き、課」を「、課及び室を置き、課及び室」に改め、同条の表局名の款中「課名」を「課名等」に改め、同表農政企画局の款農林経済課の項中「農業共済係」を「管理調整係 農業共済係」に改め、同款団体検査課の項を次のように改める。

団 体 検 査 室	検査第1係	検査第2係	検査第3係
-----------	-------	-------	-------

第47条の表農林水産局の款普及教育課の項中「普及教育課」を「農業改良課」に、「機械肥料係」を「土壌機械係」に改め、同款農村環境課の項を削り、同款農地整備課の項中「地籍調査係」を削り、「技術システム係」を「地籍調査係 田園空間係 地域整備係 農業水利係 防災係」に改め、同款農産園芸課の項中「花の拠点整備係」を削り、同款畜産課の項中「衛生係 環境係」を「環境衛生係」に改め、同款林務課の項中「林

産係」を削り、同款豊かな森づくり課の項を削り、同款水産課の項中「海洋保全係」を削り、同表に次のように加える。

環境創造局	環境政策課	管理係 政策係 エコライフ係 事業調整係 事業運営係
	自然環境課	自然保護係 自然公園係 野生鳥獣係
	豊かな森づくり課	普及啓発係 整備係 保安林係 森林保全係 森林保護係
環境管理局	環境整備課	循環型プロジェクト係 廃棄物指導係 廃棄物適正処理係 監視係
	環境影響評価室	審査係
	大気課	大気環境係 温暖化防止計画係 温暖化防止推進係 交通公害係
	水質課	瀬戸内海環境保全係 水環境係 産業排水・土壌係

第48号第1号から第12号まで及び第14号中「農林水産部」を「農政環境部」に改める。

第48条の2第4号及び第7号並びに第49条第6号中「他課」を「他課室」に改める。

第50条（見出しを含む。）中「団体検査課」を「団体検査室」に改める。

第51条の見出し中「普及教育課」を「農業改良課」に改め、同条中「普及教育課」を「農業改良課」に改め、同条に次の1号を加える。

(16) 野生動物等による農産物被害に関する事(農産園芸課及び自然環境課の所掌に属するものを除く。)。第51条の2を削る。

第52条第2号中「(農村環境課の所掌に関するものを除く。)」を削り、同条中第12号を第19号とし、第11号の次に次の7号を加える。

(12) 山村振興法(昭和40年法律第64号)の施行に関する事。

(13) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)の施行に関する事(都市計画課の所掌に属するものを除く。)

(14) 農村振興基本計画の作成及び農村振興総合整備事業に関する事。

(15) 農村地域の定住化促進に関する事。

(16) 中山間地域等直接支払に関する事。

(17) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)に規定する対策計画に基づく土地改良事業の実施に関する事。

(18) 海岸法(昭和31年法律第101号)に基づく農地等の保全に関する事。

第53条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 野生動物等による農産物被害に関する事(農業改良課及び自然環境課の所掌に属するものを除く。)

第55条第21号中「他課」を「他課室」に改める。

第55条の2を削る。

第2章第5節に次の2款を加える。

第4款 環境創造局

(環境政策課の事務)

第56条の4 環境政策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境の保全と創造に関する総合的施策の企画及び推進に関する事。

(2) 環境の保全と創造に関する行政の総合調整に関する事。

(3) 環境基本法(平成5年法律第91号)の施行に関する事(他課室の所掌に属するものを除く。)

(4) 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)の施行に関する事。

(5) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)の施行に関する事。

(6) 石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に関する事(疾病対策課の所掌に属するものを除く。)

(7) 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)の施行に関する事。

(8) 環境保全設備等に対する融資及び助成に関する事。

(9) 環境学習に関する総合的施策の企画及び推進に関する事。

- (10) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)の施行に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)
- (11) 財団法人ひょうご環境創造協会に関すること。
- (12) 環境審議会及び公害審査会に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)
(自然環境課の事務)

第56条の5 自然環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)の施行に関すること。
- (2) 自然再生推進法(平成14年法律第148号)の施行に関すること。
- (3) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)の施行に関すること。
- (4) エコツアーリズム推進法(平成19年法律第105号)の施行に関すること。
- (5) 自然公園の公園計画の策定及び管理に関すること。
- (6) 自然公園の整備に関すること。
- (7) 自然歩道に関すること。
- (8) 森林及び野生動物の保護及び管理に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の施行に関すること。
- (10) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)の施行に関すること。
- (11) 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること(動物愛護週間に関するものに限る。)
- (12) 森林動物研究センターに関すること。

(豊かな森づくり課の事務)

第56条の6 豊かな森づくり課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新ひょうごの森づくりの推進に関すること。
- (2) 災害に強い森づくりの推進に関すること。
- (3) 保安林及び森林保安施設地区に関すること。
- (4) 森林の転用に関すること。
- (5) 森林病虫害の防除に関すること。
- (6) 森林保険及び森林火災予防に関すること。

第5款 環境管理局

(環境整備課の事務)

第56条の7 環境整備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 廃棄物の処理に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関すること。
- (3) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第62号)の施行に関すること。
- (4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)の施行に関すること。
- (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)の施行に関すること。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の施行に関すること(再資源化等の実施に係るものに限る。)
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)の施行に関すること。
- (8) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行に関すること(建築指導課の所掌に属するものを除く。)
- (9) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。
- (10) 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関すること。
- (11) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関すること。
- (12) 環境美化の促進に関すること(ごみの散乱防止に係るものに限る。)
- (13) 財団法人兵庫県環境クリエイトセンターに関すること。
- (14) 大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

- (15) 産業廃棄物審議会に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物に関すること。

(環境影響評価室の事務)

第56条の8 環境影響評価室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 環境影響評価に関すること。
- (2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の施行に関すること。
- (3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)の施行に関すること。
- (4) 大気汚染状況の常時監視に関すること。
- (5) 大気汚染緊急時に係る大気汚染状況の周知及び協力要請に関すること。
- (6) 環境影響評価審査会に関すること。

(大気課の事務)

第56条の9 大気課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大気の汚染、騒音、振動及び悪臭に係る環境基本法の施行に関すること。
- (2) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)の施行に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の施行に関すること。
- (4) グリーンエネルギー対策に関すること。
- (5) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)の施行に関すること(環境影響評価室の所掌に属するものを除く。)
- (6) ダイオキシシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の施行に関すること(水質課の所掌に属するものを除く。)
- (7) スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成2年法律第55号)の施行に関すること。
- (8) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の施行に関すること。
- (9) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)の施行に関すること。
- (10) 振動規制法(昭和51年法律第64号)の施行に関すること。
- (11) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の施行に関すること。
- (12) 航空機公害対策に関すること(交通政策課の所掌に属するものを除く。)
- (13) 新幹線鉄道公害対策に関すること。
- (14) 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、大気に係る環境、騒音、振動及び悪臭に関すること。

(水質課の事務)

第56条の10 水質課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水質の汚濁、土壌の汚染及び地盤の沈下に係る環境基本法の施行に関すること。
 - (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の施行に関すること。
 - (3) ダイオキシシン類対策特別措置法の施行に関すること(排水水及び汚染土壌に係るものに限る。)
 - (4) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)の施行に関すること。
 - (5) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の施行に関すること。
 - (6) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号)の施行に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、水及び土壌に係る環境に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)
- 第2章第5節を同章第4節とする。

第57条中「及び課を置き、課」を「、課及び室を置き、課及び室」に改め、同条の表局名の款中「課名」を「課名等」に改め、同表県土企画局の款技術企画課の項中「環境技術係」を削り、同款交通政策課の項中「鉄道計画係 鉄道改良係」を「鉄道係 空港利用調整係 空港政策係」に改め、同款空港政策課の項及び21世紀の森課の項を削り、同表土木局の款道路計画課の項中「環境係 都市高速道路係 高規格幹線道路係」を「都市高速係 高規格幹線係」に改め、同款道路建設課の項中「道路建設課」を「地域道路室」に改め、「事務係」を削り、「橋梁係」を「橋梁・市町道係」に改め、同款道路保全課の項中「指導係」を削り、同款街路課の項の次に次のように加える。

河 川 整 備 課	事務係	管理係	治水係	都市河川係	防災係	河川開発係
-----------	-----	-----	-----	-------	-----	-------

第57条の表土木局の款河川計画課の項中「河川計画課」を「河川計画室」に改め、「事務係」を削り、「環境係 調査係」を「調査環境係」に改め、同款河川整備課の項を削り、同款下水道課の項中「施設係 設備係 広域処理施設係」を「電気設備係 機械設備係」に改め、同表まちづくり局の款都市政策課の項中「日本文化デザイン会議係」を削り、「不動産業指導係」を「不動産業指導係 景観行政係 緑の地域環境係」に改め、同款都市計画課の項中「都市環境係」を「都市環境係 立地調整係 開発指導係 審査係」に改め、同款まちづくり課の項を削り、同款公園緑地課の項中「技術指導係」を「技術指導係 21世紀の森係 小野長寿の郷係」に改め、同表住宅建築局の款住宅計画課の項中「住宅計画課」を「住宅政策課」に、「まち再生企画係」を「まち再生企画係 ひょうご県民住宅係」に改め、同款公営住宅課の項中「計画調整係 整備係」を「事業調整係 管理係 財産管理係 訟務係」に改め、同款住宅管理課の項を削り、同表復興局の款を削る。

第58条第18号中「空港周辺整備機構」を「独立行政法人空港周辺整備機構」に、「空港政策課」を「交通政策課」に改める。

第58条の2第2号及び第58条の3第7号中「他課」を「他課室」に改める。

第58条の4に次の5号を加える。

- (6) 空港の整備計画及び建設の推進に関する事。
- (7) 県立但馬飛行場及びその周辺整備に関する事。
- (8) 大阪国際空港の周辺整備に関する事。
- (9) 独立行政法人空港周辺整備機構に関する事（事業実施に関するものに限る。）。
- (10) 但馬空港ターミナル株式会社に関する事。

第58条の5及び第58条の6を削る。

第58条の7第1号、第2号及び第8号中「他課」を「他課室」に改め、第2章第6節第3款中同条を第58条の5とする。

第58条の8第1号及び第2号中「調査及び計画に関する事に限る」を「地域道路室の所掌に属するものを除く」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 無電柱化の推進に関する事。

第58条の8を第58条の6とする。

第59条の見出し中「道路建設課」を「地域道路室」に改め、同条中「道路建設課」を「地域道路室」に改め、同条第1号及び第2号中「道路計画課の所掌に属するものを除く」を「国道及び県道の整備に関する事に限る」に改め、同条に次の2号を加える。

- (3) 市町道整備計画の指導に関する事。
- (4) 市町施行道路関係国庫補助事業に関する事。

第59条の2第1号中「道路建設課」を「地域道路室」に改め、同条第6号及び第7号を削る。

第59条の3の次に次の1条を加える。

（河川整備課の事務）

第59条の4 河川整備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 河川及び水路に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 水利使用に関する事。
- (3) 河川及び水路に属する公有水面の埋立てに関する事。
- (4) 水防に関する事。
- (5) 砂利採取法の施行に関する事（採取計画の認可等に関するものに限る。）。
- (6) ダムの実施計画調査、建設及び管理に関する事。
- (7) ダムの設置に係る許可の技術審査並びに管理の技術的指導及び監督に関する事。
- (8) 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）の施行に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第60条の見出し中「河川計画課」を「河川計画室」に改め、同条中「河川計画課」を「河川計画室」に改め、同条第1号から第5号までの規定中「他課」を「他課室」に改める。

第61条を削り、第60条の2を第61条とする。

第63条第2号及び第63条の2第2号中「他課」を「他課室」に改める。

第63条の3第3号及び第10号中「他課」を「他課室」に改め、同条第16号中「及び土地利用審査会」を「、土地利用審査会、景観形成審議会、広告物審議会及び緑豊かな環境形成審議会」に改め、同号を同条第20号とし、同条第15号の次に次の4号を加える。

- (16) 景観の形成等に関すること。
- (17) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の施行に関すること。
- (18) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）の施行に関すること。
- (19) 緑豊かな地域環境の形成に関すること。

第64条第1号及び第5号中「他課」を「他課室」に改め、同条第7号中「都市計画審議会」の右に「、大規模小売店舗等立地審議会、開発審査会及び宅地保全審議会」を加え、同号を同条第17号とし、同条第6号の次に次の10号を加える。

- (7) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の施行に関すること。
- (8) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の施行に関すること。
- (9) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。
- (10) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）の施行に関すること。
- (11) 新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号）の施行に関すること。
- (12) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行に関すること（市街化調整区域における開発行為等に関するものに限る。）。
- (13) 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関すること。
- (14) 開発地域の良好な環境の確保に関すること。
- (15) 公共施設整備基金に関すること。
- (16) 独立行政法人住宅金融支援機構受託業務に関すること（宅地造成に関するものに限る。）。

第64条の2を削る。

第64条の3第9号中「他課」を「他課室」に改め、同条を第64条の2とする。

第65条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 尼崎21世紀の森に係る事業の推進に関すること。
- (9) 小野長寿の郷構想の推進に関すること。

第65条の2の見出し中「住宅計画課」を「住宅政策課」に改め、同条中「住宅計画課」を「住宅政策課」に改め、同条第5号中「（住宅管理課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第11号中「まちづくり課」を「都市計画課」に改め、同条第16号中「住宅管理課」を「公営住宅課」に改め、同条中同号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）の施行に関すること。

第65条の3第1号中「（住宅管理課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の3号を加える。

- (5) 住宅地区改良法の施行に関すること（県営住宅の管理に関するものに限る。）。
- (6) 県営住宅及び県営住宅用地の管理保全及び処分に関すること。
- (7) 住宅審議会に関すること（県営住宅に関するものに限る。）。

第65条の4を削り、第65条の5を第65条の4とし、第65条の6を第65の5とし、第65条の7を第65条の6とする。

第2章第6節第6款を削る。

第2章第6節を同章第5節とする。

第67条第1項の表管理課の項中「契約物品係 物品調達係」を「物品係」に改める。

第68条第17号から第19号まで及び第21号並びに第68条の2第2号中「他課」を「他課室」に改める。

第2章第7節を同章第6節とする。

第70条の見出し中「局又は課」を「局、課等」に改め、同条第1項中「又は課の」を「（知事室及び政策室を含む。以下この項において同じ。）又は課（室を含む。以下この項において同じ。）の」に改め、同条第2項中「企画管理部長」を「企画県民部長」に改める。

第71条中「部、局若しくは課」を「課等」に改め、同条の表中「県民政策部政策局ビジョン課」を「企画県民部政策室」に、「県民政策部県民文化局生活創造課」を「企画県民部県民文化局県民生活課」に、

県民政策部
県民文化局
青少年課

県民政策部
地域協働局
男女家庭課

を

企画県民部
県民文化局
男女青少年
課

に、「県民政策部地域協働局地域安全課」を「企画県民部県民文化局地域安全課」に、「県民政策部地域協働局交通安全課」を「企画県民部県民文化局交通安全室」に、「企画管理部企画調整局市町振興課」を「企画県民部企画財政局市町振興課」に、「企画管理部管理局人事課」を「企画県民部管理局人事課」に、「企画管理部管理局職員課」を「企画県民部管理局職員課」に、

公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）による知事に対する答申、勧告等に関する事務	企画管理部 教育・情報局 文書課
情報公開審査会	情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）による不服申立て並びに情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画管理部 教育・情報局 県民情報センター
個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）による個人情報の保護に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	

を

情報公開審査会	情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）による不服申立て並びに情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画管理部 管理局文書課
個人情報保護審議会	個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）による個人情報の保護に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	
公益認定等委員会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）による知事に対する答申、勧告等に関する事務	

に改め、同表兵庫県立大学評価委員会の項及び私立学校審議会の項を次のように改める。

私立学校審議会	私立学校法第9条の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議	企画県民部 教育・情報局
---------	--	-----------------

	並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	教育課
兵庫県立大学評価委員会	兵庫県立大学の業務の実績に関する評価及びその計画的な運営に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部 教育・情報局 大学課

第71条の表中「企画管理部防災企画局防災計画課」を「企画県民部防災企画局防災計画室」に、「企画管理部災害対策局消防課」を「企画県民部災害対策局消防課」に改め、

「

国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に対する不服の審査に関する事務	健康生活部 生活企画局 医療保険課
-----------	--	-------------------------

を

「

国民健康保険審査会	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金(拠出金を除く。)に対する不服の審査に関する事務	健康福祉部 企画少子局 医療保険課
後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金(市町及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	

に、「健康生活部健康局医務課」を「健康福祉部健康局医務課」に、「健康生活部健康局疾病対策課」を「健康福祉部健康局疾病対策課」に、「健康生活部健康局健康増進課」を「健康福祉部健康局健康増進課」に、「健康生活部健康局生活衛生課」を「健康福祉部健康局生活衛生課」に、「健康生活部健康局薬務課」を「健康福祉部健康局薬務課」に、「健康生活部社会福祉局社会援護課」を「健康福祉部社会福祉局社会援護課」に、「健康生活部社会福祉局高齢社会課」を「健康福祉部社会福祉局高齢社会課」に、「健康生活部障害福祉局障害福祉課」を「健康福祉部障害福祉局障害福祉課」に改め、同表環境審議会の項から科学技術会議の項までを削り、同表中「産業労働部産業振興局商業振興課」を「産業労働部産業政策局経営振興課」に、「産業労働部産業振興局企業立地課」を「産業労働部産業政策局新産業立地課」に改め、同表産業立地審議会の項の次に次のように加える。

科学技術会議	科学技術の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務	産業労働部 産業政策局 科学振興課
--------	----------------------------	-------------------------

第71条の表中「農林水産部農政企画局総合農政課」を「農政環境部農政企画局総合農政課」に、「農林水産部農政企画局消費流通課」を「農政環境部農政企画局消費流通課」に、「農林水産部農政企画局農林経済課」を「農政環境部農政企画局農林経済課」に、「農林水産部農林水産局林務課」を「農政環境部農林水産局林務課」に改め、同表森林審議会の項の次に次のように加える。

環境審議会	環境基本法による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、鳥獣の保護及び狩猟の	農政環境部 環境創造局
-------	--	----------------

	適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び温泉法による自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務並びに環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）による環境の保全と創造に関する重要事項の調査審議に関する事務	環境政策課
公害審査会	公害紛争処理法による公害に係る紛争のあつせん、調停、仲裁等に関する事務	
産業廃棄物審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物の適正な処理に関する重要事項及び産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年兵庫県条例第9号）による産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する重要事項の調査審議に関する事務	農政環境部 環境管理局 環境整備課
環境影響評価審査会	環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）による環境影響評価に関する重要事項の調査審議に関する事務	農政環境部 環境管理局 環境影響評価室
自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第10条第1項の規定による窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項の調査審議に関する事務	農政環境部 環境管理局 大気課

第71条の表中「県土整備部土木局河川計画課」を「県土整備部土木局河川計画室」に改め、同表まちづくり政策審議会の項から緑豊かな環境形成審議会の項までを次のように改める。

まちづくり政策審議会	まちづくり基本条例（平成11年兵庫県条例第29号）によるまちづくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	県土整備部 まちづくり 局都市政策課
国土利用計画審議会	国土利用計画法による県計画、市町計画及び土地利用基本計画についての意見並びに県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	
土地利用審査会	国土利用計画法による規制区域の指定についての確認、監視区域及び注視区域の指定についての意見、土地に関する権利の移転等の許可についての意見、審査請求に対する裁決、土地に関する権利の移転等の届出に係る規制の制定についての意見並びに土地に関する権利の移転等の届出及び遊休土地に係る計画の届出に対する措置の勧告についての意見に関する事務	
景観形成審議会	景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）による景観の形成等に関する重要事項の調査審議に関する事務及び風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）による風致地区内の建築等に関する重要事項の調査審議に関する事務	
広告物審議会	屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による広告物等の規制、広告景観モデル地区の指定その他屋外広告物に関する重要事項の調査審議に関する事務	
緑豊かな環境形成審議会	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）による緑豊かな地域環境の形成に関する重要事項の調査審議に関する事務	

都市計画審議会	都市計画法による都市計画に関する事項の調査審議に関する事務	県土整備部 まちづくり 局都市計画 課
大規模小売店舗等立地審議会	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）による大規模小売店舗を設置する者が周辺の地域の生活環境の保持のために行う適正な配慮の確保に関する重要事項及び大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）による大規模集客施設を設置する者が大規模集客施設と都市機能との調和を図るために講ずべき対策に関する重要事項の調査審議に関する事務	
開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他開発行為の審査に関する事務	
宅地保全審議会	宅地造成等規制法及び災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）の運用及び宅地に関する災害の防止に関する重要事項の調査審議に関する事務	

第71条の表中「県土整備部住宅建築局住宅計画課」を「県土整備部住宅建築局住宅政策課」に改める。
第4章第1節の2の節名を次のように改める。

第1節の2 県立生活科学総合センター

第72条の4中「兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例（昭和53年兵庫県条例第5号）」を「兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第48号）」に、「県立生活科学研究所」を「県立生活科学総合センター」に改める。

第72条の5から第72条の7までを次のように改める。

（所掌業務等）

第72条の5 県立生活科学総合センターにおいては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 科学的生活の推進等のための商品及び役務に関する試験及び調査を行うこと。
- (2) 科学的生活の推進等に関する試験及び研究のために施設を県民の利用に供すること。
- (3) 生活科学センター等が行う消費者の利益の擁護及び増進のための相談業務等に係る支援及び連絡調整を行うこと。
- (4) 科学的生活の推進等のための情報の収集及び提供を行うこと。
- (5) 科学的生活の推進等のための講座を開設し、及び研究会、講習会、講演会等を開催すること。
- (6) 科学的生活の推進等に関する相談に応ずること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、県立生活科学総合センターの目的を達成するために必要なこと。

2 前項第4号から第6号までに掲げる業務に係る県立生活科学総合センターの所管区域は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡とする。

（内部組織）

第72条の6 県立生活科学総合センターに、次の2部を置く。

相談指導部

調査研修部

（部の事務）

第72条の7 相談指導部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 相談に応ずること。
- (3) 生活科学センター等が行う相談業務等に係る支援及び連絡調整に関すること。
- (4) 事業者の指導に関すること。

2 調査研修部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 試験及び調査に関すること。
- (2) 講座の開設及び研究会等の開催に関すること。

第74条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第75条第2項中「神戸生活創造センター」の右に「、ハーバーランド庁舎経営部」を加える。

第77条第1項の表神戸県民局の款企画県民部の項課名の欄を次のように改める。

総務課 経理課 企画課 ビジョン・広報課 さわやか県政・連携
課 県民運動課 地域協働課 健康福祉第1課 健康福祉第2課
環境課

第77条第1項の表阪神南県民局の款企画調整部の項課名の欄を次のように改める。

総務課 経理課 企画調整課 地域ビジョン課 防災課

第77条第1項の表阪神北県民局の款企画調整部の項課名の欄を次のように改める。

総務課 経理課 企画調整課 地域ビジョン課 魅力ある地域づく
り課 防災課

第77条第1項の表東播磨県民局の款企画調整部の項課名の欄を次のように改める。

総務課 経理課 企画調整課 地域ビジョン課 防災課 水辺の地
域づくり課

第77条第1項の表北播磨県民局の款企画調整部の項課名の欄を次のように改める。

総務課 経理課 企画調整課 地域ビジョン課 防災課 北はりま
ハートランド課

第77条第1項の表中播磨県民局の款企画調整部の項課名の欄を次のように改める。

総務課 経理課 企画調整課 地域ビジョン課 銀の馬車道プロジ
ェクト課 防災課

第77条第1項の表西播磨県民局の款企画調整部の項課名の欄を次のように改める。

総務課 経理課 企画調整課 地域ビジョン課 防災課 地域づく
り課

第77条第1項の表但馬県民局の款企画調整部の項課名の欄を次のように改める。

総務課 経理第1課 経理第2課 企画調整課 地域ビジョン課
防災課

第77条第1項の表丹波県民局の款企画調整部の項課名の欄を次のように改める。

総務課 経理課 企画調整課 地域ビジョン課 防災課 丹波の魅
力づくり課

第77条第1項の表淡路県民局の款企画調整部の項課名の欄を次のように改める。

総務課 経理課 企画調整課 地域ビジョン課 淡路まるごとミュ
ージアム課 防災課

第77条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第78条の表東播磨県民局の款県民生活部の項中「東播磨生活科学センター」を「東播磨生活創造センター 東播磨生活科学センター」に改める。

第79条第1項中「、県税事務所が所掌する事務のほか」を削り、同項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同条第2項第1号中「第16号」を「第15号」に改める。

第81条の2第2項中「前条第2号、第3号及び第7号」を「前条第1号、第2号及び第6号」に、「同条第

4号、第6号、第8号及び第9号」を「同条第3号、第5号、第7号及び第8号」に改める。

第81条の3第2項中「第81条第2号、第3号及び第7号」を「第81条第1号、第2号及び第6号」に、「同条第4号、第6号、第8号及び第9号」を「同条第3号、第5号、第7号及び第8号」に改める。

第81条の4中「第81条第2号及び第3号」を「第81条第1号及び第2号」に改める。

第82条の表伊丹県税事務所の項、加古川県税事務所の項及び姫路県税事務所の項中「直税課 不動産取得税課」を「課税第1課 課税第2課」に改める。

第4章第1節の5第4款の款名中「神戸生活創造センター」の右に「、ハーバーランド庁舎経営部」を加える。

第83条第8項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 ハーバーランド庁舎経営部においては、神戸ハーバーランド庁舎を使用する各機関の機能連携に係る総合調整に関する事務をつかさどる。

第83条第7項中「神戸生活創造センター生活科学部」を「神戸生活創造センター」に改め、同条第6項を削り、同条第5項中「兵庫県立神戸生活創造センターの設置及び管理に関する条例(平成12年兵庫県条例第37号)」を「兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例(平成20年兵庫県条例第8号)」に改め、同項第6号及び第7号を削り、同項第8号中「係る」を「関する総合的な支援及び」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号を同項第7号とし、同条中同項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「東播磨県民局、」を削り、「前項各号」を「第1項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 東播磨県民局県民生活部においては、東播磨生活創造センター、生活科学センター及び健康福祉事務所が所掌する事務のほか、前項各号に掲げる事務をつかさどる。

第85条第1項中第35号を第36号とし、第28号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の1号を加える。

(28) 中国残留邦人等の生活支援給付等に関すること。

第85条の2第2項第1号中「第34号及び第35号」を「第35号及び第36号」に改める。

第4章第1節の5第4款第5目を同款第6目とする。

第83条の7中「生活の科学化並びに消費者の利益の擁護及び増進」を「科学的生活の推進等」に改め、同条第1号中「資料等の展示に関する」を「情報の収集及び提供を行う」に改め、同条第2号中「の開設」を「を開設し、」に、「の開催に関する」を「を開催する」に改め、同条第3号中「のための」を「に関する」に、「及び調査に関する」を「に不応ずる」に改め、第4章第1節の5第4款第4目中同条を第83条の9とし、第83条の6を第83条の8とする。

第4章第1節の5第4款第4目を同款第5目とする。

第4章第1節の5第4款第3目中第83条の5を第83条の7とし、第83条の4を第83条の6とする。

第4章第1節の5第4款第3目を同款第4目とする。

第4章第1節の5第4款第2目中第83条の3を第83条の5とし、第83条の2を第83条の4とする。

第4章第1節の5第4款第2目を同款第3目とし、同款第1目の次に次の1目を加える。

第2目 東播磨生活創造センター

(位置及び所管区域)

第83条の2 東播磨生活創造センターの位置は、加古川市とし、その所管区域は、明石市、加古川市、高砂市及び加古郡とする。

(所掌事務)

第83条の3 東播磨生活創造センターにおいては、第83条第6項第1号から第5号までに掲げる業務その他東播磨生活創造センターの目的を達成するために必要な業務をつかさどる。

第87条の7第5項の表柏原農業改良普及センターの項中「地域第1課 地域第2課」を「地域課」に改める。

第87条の13中第5項を第6項とし、第4項を第5項をし、第3項の次に次の1項を加える。

4 宝塚土木事務所、上郡土木事務所及び豊岡土木事務所においては、第1項各号に掲げる事務(豊岡土木事務所にあつては、養父市及び朝来市の区域に係るものを除く。)のほか、高速道路の建設促進及び総合調整に関する事務をつかさどる。

第87条の13の2に次の1項を加える。

4 八鹿土木事務所においては、第2項に規定する事務のほか、高速道路の建設促進及び総合調整に関する事務をつかさどる。

第87条の14第1項の表神戸土木事務所の項中「砂防課 公園ダム課」を「公園砂防課」に改め、同表土木事務所の項中「流域下水道課」を削り、同表豊岡土木事務所の項中「用地第3課 用地第4課」を削り、同条第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を削り、同条第9項中「、復興事業第2課及び復興事業第3課」を「及び復興事業第2課」に改め、同項を同条第7項とする。

第87条の15に次の1項を加える。

3 三木土木事務所に、公園整備課を置く。

第94条を次のように改める。

第94条 削除

第104条の7第2項の表名称の項の次に次のように加える。

加古川職員福利センター	加古川市加古川町寺家町
-------------	-------------

第115条の3の表企画調整部の項中「社会貢献課」を「社会貢献課 新研究科設置準備課」に改める。

第128条の3第4項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 放射能汚染の試験及び研究に関すること。

第128条の3第7項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第4章第17節を削る。

第4章第17節の2中第136条の3を第136条とし、第136条の4から第136条の6までを2条ずつ繰り上げる。

第4章第17節の2を同章第17節とする。

第136条の7の表所管区域の欄中「及び姫路市」を「、姫路市及び西宮市」に改め、第4章第17節の3中同条を第136条の5とし、第136条の8から第136条の11までを2条ずつ繰り上げる。

第4章第17節の3を同章第17節の2とする。

第4章第19節の3を削る。

第377条の表知事室長の項の次に次のように加える。

政策室長	政策室	上司の命を受け、政策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
------	-----	----------------------------------

第377条の表課長の項の次に次のように加える。

室長	室	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	---	--------------------------------

第378条の表参事の項中「局又は課」を「局（政策室を含む。以下この条において同じ。）又は課、室」に改め、同表福祉参事の項中「健康生活部」を「健康福祉部」に改め、同表公館長の項中「県民政策部」を「企画県民部」に改め、同表医療指導官の項中「健康生活部」を「健康福祉部」に改め、同項の次に次のように加える。

危機管理員	本庁	上司の命を受け、危機管理に関する特殊の事務を処理する。
-------	----	-----------------------------

第378条の表課長の項中「課長」を「課長又は室長」に、「部」を「局」に、「課」を「課又は室」に改め、同表不正軽油特別対策官の項の次に次のように加える。

監察医務官	医務課	上司の命を受け、監察医務制度に関する特殊の事務を処理する。
-------	-----	-------------------------------

第378条の表室長の項の次に次のように加える。

船長	水産課	上司の命を受け、船舶の運航に関する業務その他担当業務を掌理し、又は処理する。
----	-----	--

第378条の表主幹の項、課長補佐の項及び係長の項中「課又は」を「局又は課、室若しくは」に改め、同表主任青少年指導専門員又は青少年指導専門員の項及び主任文化専門員又は文化専門員の項中「県民政策部政策局総務課」を「企画県民部企画財政局総務課」に改め、同表主任生活科学専門員又は生活科学専門員の項中「県民政策部政策局総務課」を「企画県民部企画財政局総務課」に、「生活の科学化並びに消費者の利益の擁護及び増進」を「科学的な生活の推進等」に改め、同表主任歯科保健専門員又は歯科保健専門員の項を削り、同表主

任計量専門員又は計量専門員の項中「商業振興課」を「工業振興課」に改め、同表林業専門技術員の項から主任技術専門員又は技術専門員の項までの規定中「農林水産部」を「農政環境部」に改め、同表付の項中「部又は課」を「局又は課、室」に改め、同項の次に次のように加える。

機関長	水産課	上司の命を受け、船舶の機関に関する業務その他担当業務を処理する。
-----	-----	----------------------------------

第378条の表主査の項及び主任の項中「部又は課」を「局又は課、室」に改める。

第383条第4項の表室長の項の次に次のように加える。

東播磨生活創造センター所長	東播磨生活創造センター	上司の命を受け、東播磨生活創造センターの所掌する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
---------------	-------------	--

第383条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

第384条の表参事の項の次に次のように加える。

危機管理員	県民局	上司の命を受け、危機管理に関する特殊の事務を処理する。
-------	-----	-----------------------------

第384条の表主任生活科学専門員又は生活科学専門員の項中「、神戸生活創造センター」を削り、「生活の科学化並びに消費者の利益の擁護及び増進」を「科学的生活の推進等」に改める。

第386条第1項中「兵庫県民総合相談センター」の右に「、県立生活科学総合センター」を加え、「、県立のじぎく療育センターにあつては院長」を削る。

第387条第1項の表副所長の項から副大学校長の項までを次のように改める。

副所長	地方機関、県立工業技術センターの工業技術支援センター又は県立農林水産技術総合センターの北部農業技術センター、淡路農業技術センター、森林林業技術センター若しくは水産技術センター	中欄に掲げる組織の長の職務を補佐し、当該組織の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する。
副館長	兵庫陶芸美術館、職員会館又は県立こどもの館 ^{やかた}	
次長	兵庫県民総合相談センター、県立生活科学総合センター、東京事務所、自治研修所、県立健康環境科学研究センター、県立精神保健福祉センター、県立工業技術センター、県立工業技術センターの総務部、県立農林水産技術総合センター、森林動物研究センター又は県立淡路景観園芸学校の総務部	
副校長	広域防災センターの消防学校又は兵庫障害者職業能力開発校	

副園長	県立明石学園	
副学院長	県立総合衛生学院、県立高等技術専門学院又は県立障害者高等技術専門学院	
副大学校長	県立但馬技術大学校	

第387条第 1 項の表科部長の項を次のように改める。

主任生活科学専門員又は生活科学専門員	県立生活科学総合センター	上司の命を受け、科学的生活の推進等に関する技術指導及び相談その他の担当事務を処理する。
--------------------	--------------	---

第387条第 1 項の表放射線技師長の項及び検査技師長の項を削り、同表防災教育専門員の項の次に次のように加える。

船長	県立農林水産技術総合センターの水産技術センター	上司の命を受け、船舶の運航に関する業務その他担当業務を掌理し、又は処理する。
----	-------------------------	--

第387条第 1 項の表教務主任の項中「又は県立厚生専門学院」を削り、同表電気技術専門員の項及び看護長の項を削り、同表医長の項中「県立のじぎく療育センターの療育部の科又は」を削り、同表主任放射線技師の項及び主任検査技師の項を次のように改める。

機関長	県立農林水産技術総合センターの水産技術センター	上司の命を受け、船舶の機関に関する業務その他担当業務を掌理し、又は処理する。
通信長	県立農林水産技術総合センターの水産技術センター	上司の命を受け、船舶の通信に関する業務その他担当業務を掌理し、又は処理する。

第387条第 1 項の表主任理学療法士の項及び主任作業療法士の項を削る。

附則第 2 条の表ユニバーサル課の項を次のように改める。

復興支援課	平成22年 3月31日
-------	-------------

附則第 2 条の表復興局の項から豊岡土木事務所災害復興事業室の項までを削り、同表洲本土木事務所災害復興事業室の項中「平成20年 3月31日」を「平成22年 3月31日」に改める。

附則第 3 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の表総務課の項中「総務課」の右に「及び産業政策課」を加え、同表生活企画局の項中「生活企画局」を「企画少子局」に、「平成20年 3月31日」を「平成23年 3月31日」に改め、同表産業振興局の項中「産業振興局」を「産業政策局」に改め、同表県土企画局の項中「県土企画局」を「県土整備部」に改め、同表河川整備課の項を削り、同条中第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「復興局」を「平成22年 3月31日までの間、防災企画局」に、「財団法人阪神・淡路大震災復興基金に関する事務及び」を「震災復興に関する施策の総合調整及び推進並びに」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

平成21年 3月31日までの間、本庁に、部長の職を置き、その職務は、上司の命を受け、県政推進における政策企画、県民生活施策の推進等に関する事務を統理し、当該事務を処理する職員を指揮監督するものとする。

附則第 4 条の見出し中「企画管理部長、健康生活部長」を「企画県民部長、農政環境部長」に改め、同条第 1 項中「企画管理部長」を「企画県民部長」に改め、「事務（）」の右に「知事室、政策室及び県民文化局（以下「知事室等」という。）に係る事務で別に定めるもの並びに」を加え、「防災企画局等」を「知事室等及び防災企画局等」に改め、同条第 2 項中「健康生活部長」を「農政環境部長」に、「環境政策局」を「環境創造局」に、「環境政策局等」を「環境創造局等」に改め、同条第 3 項中「、住宅建築局及び復興局」を「及び住宅建築局」に改める。

別表洗濯長の項から病院事務員の項までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第94条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
(兵庫県市ヶ谷寮規則の廃止)
- 2 兵庫県市ヶ谷寮規則(昭和37年兵庫県規則第9号)は、廃止する。
(兵庫県税条例施行規則の一部改正)
- 3 兵庫県税条例施行規則(昭和35年兵庫県規則第78号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項及び第3項並びに第5条第2項中「企画管理部企画調整局税務課」を「企画県民部企画財政局税務課」に改める。
(庁舎管理規則の一部改正)
- 4 庁舎管理規則(昭和37年兵庫県規則第26号)の一部を次のように改正する。
第3条第4号中「企画管理部管理局管財課長」を「企画県民部管理局管財課長」に改める。
(労働委員会事務局組織規則の一部改正)
- 5 労働委員会事務局組織規則(昭和38年兵庫県規則第38号)の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「及び副課長」を「、副課長及び主幹」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「副課長」を「主幹」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
3 副課長は、課長の職務を補佐し、課の事務を整理し、所属の職員の担当する事務を監督するとともに、課長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
第8条の表中「副課長」の右に「、主幹」を加える。
(兵庫県職員委員会規則の一部改正)
- 6 兵庫県職員委員会規則(昭和38年兵庫県規則第41号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第25条第3項」を「第9条第3項」に改める。
第2条第3項中「企画管理部長」を「企画県民部長」に改める。
(漁船の建造等の許可及び漁船の登録の手続を定める規則の一部改正)
- 7 漁船の建造等の許可及び漁船の登録の手続を定める規則(昭和38年兵庫県規則第128号)の一部を次のように改正する。
様式第8号中「農林水産部農林水産局水産課長」を「農政環境部農林水産局水産課長」に改める。
(公舎管理規則の一部改正)
- 8 公舎管理規則(昭和42年兵庫県規則第46号)の一部を次のように改正する。
第7条中「企画管理部管理局管財課長」を「企画県民部管理局管財課長」に改める。
(土地基金管理規則の一部改正)
- 9 土地基金管理規則(昭和44年兵庫県規則第84号)の一部を次のように改正する。
第2条、第5条第1項から第3項まで、第8条、第9条第2項、第11条第1項及び様式第2号から様式第5号までの規定中「企画管理部長」を「企画県民部長」に改める。
(兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部改正)
- 10 兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則(昭和49年兵庫県規則第63号)の一部を次のように改正する。
第3条中「農林水産部長」を「農政環境部長」に改める。
(公有財産規則の一部改正)
- 11 公有財産規則(昭和58年兵庫県規則第11号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「課及び」を「課、室及び」に改める。
第5条第2項第1号中「企画管理部管理局管財課」を「企画県民部管理局管財課」に改める。
第7条第1項及び第2項中「企画管理部長」を「企画県民部長」に改め、同条第3項中「企画管理部長」を「企画県民部長」に、「企画管理部管理局長」を「企画県民部管理局長」に、「企画管理部管理局管財課室長」を「企画県民部管理局管財課室長」に改める。
第10条第2項第2号中「農林水産部」を「農政環境部」に改める。
第11条(見出しを含む。)、第12条第4項、第24条第1項、第46条、第47条、第74条、第75条第3項、第77条及び第82条から第85条までの規定中「企画管理部長」を「企画県民部長」に改める。

第86条第1項第2号中「農林水産部」を「農政環境部」に改める。

(外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正)

- 12 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則(平成11年兵庫県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「兵庫県総務部財政課」を「兵庫県企画県民部企画財政局財政課」に改める。

(文書管理規則の一部改正)

- 13 文書管理規則(平成12年兵庫県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「企画管理部教育・情報局自治情報課長」を「企画県民部教育・情報局情報政策課長」に改める。

第9条第3項中「企画管理部教育・情報局文書課長」を「企画県民部管理局文書課長」に改める。

別表30年の項中「企画管理部企画調整局財政課」を「企画県民部企画財政局財政課」に、「県民政策部知事室秘書課」を「企画県民部知事室秘書課」に改める。